

せられたれ奏者のことはいまだ奉らざればいるべからずといなみしかば、忠相その日は休息する事を得ざりしが、後にこの事を聞召れ、奏者の曹司の隣に、別に寺社奉行の居所をくだし賜はりしとなり、さて河内守其次のとし正月六日出家社人拜賀の時、播州書寫山の社僧總代の名だめんするとして、いひあやまちけるをいさ、かおそる、けしきなく、かほを仰ぎ、尊顔をみながらあざ笑ひたり、其心不敬なりとて、御咎蒙りぬ、公もとより御寛仁なりといへども、不敬のふるまひするものをつねに重く罪し玉ひけり、

町人參賀

〔柳營秘鑑五〕享保年中行事之略 正月三日

一 御白書院御次之間御襖障子老中開之、御脇に、江戸町々年寄、上京、下京、大坂、堺、奈良、伏見、過書、

銀座、朱座、五ヶ所割符之者共、當所町年寄、總町中、右並居御禮、御奏者番披露之、

〔要筐辨志一〕年中行事 正月三日

一 上京、下京、大坂、奈良、堺、過書、銀座、朱座、五箇所割符之者共、兩所町年寄、總町人、舞々猿樂迄、御目見

御禮、江戸町年寄、紅葉之間ニ而御禮、

〔日次紀事十二〕此月○中上下京年寄兩人、并大坂、堺、奈良、伏見、大津年寄、各爲賀年、始趣東武、

〔正寶事錄一〕慶安二己丑年

一 御年頭之御禮ニ上り候者、手代留主居又はむざと致たるもの出シ申間敷候、以上、

丑極月廿六日

〔享保集成絲綸錄四〕享保六丑年正月

一 明三日御城江、御年頭に上り候面々、さかやき仕、麻上下を著し、明六ッ前、大手大腰掛邊迄可被

相詰候、縦雨降候共、無遲遲可罷出候、舊冬書上候、名主并角屋敷の外、壹人も罷出申間敷候、勿論

手代名代堅無用可仕候、前後猥成儀有之間、町々名主方より吟味可仕候、若於相背者、可爲越度